

平成 29 年第 4 回天草市教育委員会定例会会議録

1 期 日 平成 29 年 3 月 24 日（金）午後 2 時開会

2 場 所 五和農業情報センター マルチメディア室

3 本会議に出席した教育委員

委員 長	花 里 昌 直	委員長職務代理者	黒 鶴 進 治
委 員	行 合 八恵子	委 員	木 下 えり子
委 員	蓑 田 えり	教 育 長	石 井 二三男

4 本会議に出席した事務局職員

教 育 部 長	森 下 洋 一	教育総務課長	山 名 直
学校教育課長	山 本 洋 介	学校給食課長	川 端 浩 二
生涯学習課長	大 脇 恵 子	生涯学習課課長補佐	本 多 俊 隆
学校教育課審議員	岡 田 真 治	生涯学習課図書館係長	福 本 律 子
学校教育課課長補佐	松 本 安 彦	生涯学習課公民館係長	松 下 智 幸
総務企画係長	出 永 圭 史		

5 本会議に付した議題等

(1) 審議事項

議第 1 2 号 事務局員の人事異動について
議第 1 3 号 天草市公民館長の任命について (生涯学習課)
議第 1 4 号 天草市立図書館長の任命について (生涯学習課)
議第 1 5 号 天草市勤労青少年ホーム運営委員会委員の委嘱について (生涯学習課)
議第 1 6 号 天草市教育振興基本計画の決定について (教育総務課)

(2) 協議・報告

(1) 天草市非常勤職員の報酬及び費用弁償に係る条例の一部改正について (学校教育課)
(2) 天草市子ども読書活動推進指針について (生涯学習課)
(2) 平成 2 9 年 4 月行事予定について (教育総務課)

6 本会議の概要

(1) 開会

花里委員長： ただ今から、平成 2 9 年第 4 回天草市教育委員会定例会を開催する。傍聴人がいないことを確認する。

(2) 前回会議録の承認

花里委員長： 前回会議録の承認であるが、何かご意見はないか。ないようであれば承認してよろしいか。

(全員承認する)

(3) 教育長報告

石井教育長： 卒業式は大変お世話になった。教職員の異動内示が 2 1 日に行われ、無事トラブルもなく終了した。また、議会も教育委員会関係について 4 名から一般質問があったが、無事終えることができた。

(4) 議案

議第12号 事務局員の人事異動について

花里委員長： 本件については秘密会で協議を行いたい。秘密会とするには、天草市教育委員会会議規則第14条第1項ただし書の規定により、出席委員の3分の2以上の賛成が必要である。秘密会とすることに賛成の方は挙手をお願いします。全員賛成ということであるので本件は秘密会とする。関係職員以外の者については退席をお願いします。

議第13号 天草市公民館長の任命について

花里委員長： 事務局から説明をお願いします。

大脇課長： 議案書2ページをお願いします。本件は公民館長の任期満了に伴い、天草市公民館条例第3条の規定により、新たに館長を任命するものである。公民館名・氏名・年齢・住所・経歴については記載のとおりである。任期は平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2年間となっている。新任館長が4名、再任の館長が6名である。

花里委員長： 何か質問はないか。無ければ議第13号天草市公民館長の任命について承認してよろしいか。

(全員同意する)

議第14号 天草市立図書館長の任命について

花里委員長： 事務局から説明をお願いします。

大脇課長： 議案書3ページをお願いします。本件は図書館長の任期満了に伴い、天草市図書館条例第3条の規定により、新たに図書館長を任命するものである。図書館名・氏名・年齢・住所・経歴については記載のとおりである。任期は平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間となっている。なお、中央図書館長については、現在教育委員会事務局職員が兼務しているため、平成29年度についても同様に職員の任命を予定している。人事異動発令後、正式に発令することとするため、天草市教育長に対する事務委任規則の規定により、教育長の臨時代理事項とさせていただき、4月の教育委員会定例会で報告させていただく。

花里委員長： 何か質問はないか。無ければ議第14号天草市立図書館長の任命について承認してよろしいか。

(全員同意する)

議第15号 天草市勤労青少年ホーム運営委員会委員の委嘱について

花里委員長： 事務局から説明をお願いします。

大脇課長： 議案書4ページをお願いします。本件は天草市勤労青少年ホーム運営委員会委員の辞職に伴い、天草市勤労青少年ホーム条例第22条の規定により、新たに後任の委員を委嘱するものである。氏名・年齢・住所・経歴は記載のとおりである。任期は前委員の残任期間であり、平成29年4月1日から平成30年6月30日までである。

なお、辞任した委員は天草市商工会青年部長である。青年部長を辞職したため、新たに後任の委員の選任をお願いします。

花里委員長： 何か質問はないか。なければ議第15号天草市勤労青少年ホーム運営委員会委員の委嘱について承認してよろしいか。

(全員同意する)

議第16号 天草市教育振興基本計画の決定について

花里委員長： 事務局から説明をお願いします。

山名課長： 資料として教育振興基本計画、素案の修正箇所及び教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱についての3つを配付させていただきました。1月の教育委員会定例会において教育振興基本計画素案について承認をいただき、その後2月15日から3月14日までの1ヶ月間パブリックコメントを実施したが、これに対する意見はなかった。しかし、市議会に説明をしたところ、幾つかの提案・指摘があった。また、審議会会長及び内部からの意見があり、配付した素案を修正する箇所についてのとおり修正するものである。ポイントであるが、14ページの12行、アクティブラーニングと表現していた。国の基本計画・指導要領にも使われていたが、アクティブラーニングを使用しないこととなったため、アクティブラーニングを削除する。成果目標値について指摘をいただいていたが、現状値が目標値を上回っていた施策があった。それについては、やはりおかしいのではないかと指摘があったため、現状の数値を持って目標値とすることとした。今後の流れであるが、教育振興基本計画の教育委員会所管については、本会議で承認いただき、総合教育会議をもって教育委員会所管及び市長部局所管業務について協議をしていただき、教育振興基本計画及び教育大綱の決定をいただく。

また、教育大綱についての資料をご覧いただきたい。教育基本計画があり、教育大綱は市長が定めることになっている。今までは教育振興基本計画の重要な部分、教育の基本理念・教育の目標・教育の基本方針でもって教育大綱としていた。今回は、教育振興基本計画を教育大綱に代えることとしたい。先進地、例えば滋賀県大津市においては教育振興計画を教育大綱とし、市長と教育委員会で公表している。天草市の今までは、教育理念・教育目標・教育方針で教育大綱を作っていたが、目標を達成するための施策は同じである。このようなことから、今回は教育振興基本計画をもって教育大綱に代えることとしたい。

花里委員長： 教育振興基本計画の素案については、1月の定例会において説明があり、委員からの質問もあり、それに対応にさせていただき今回の基本計画になっている。何か質問はないか。

木下委員： 今回は見直しをし、改正部分も訂正してあるので、これで良いと思う。また、教育振興基本計画をもって教育大綱に代えるということであり、総合教育会議において協議をすれば良いと思う。

蓑田委員： 前回の会議時に具体的に挙げて欲しい意見も今回記載されている。

花里委員長： 他に何か質問はないか。なければ議第16号天草市教育振興基本計画の決定について承認してよろしいか。

(全員同意する)

(5) 協議・報告

(1) 天草市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

花里委員長： 事務局から説明をお願いします。

山名課長： 資料1ページ～3ページをご覧いただきたい。天草市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例が平成28年第4回天草市議会において議決され、学校司書及び図書館司書等の報酬が本年4月1日から改正されることとなったため報告する。今回の改正理由は、一般職及び特別職の非常勤職員の報酬額については、天草市職員の初任給等を基準とし、事務補助嘱託員並びに資格を要する職等の区分に応じて報酬額が定められている。県内各市の状況及び本市の実状に応じた額であるかを、総務部総務課において検証された結果、全体的に報酬額の見直しが行われた。教育部関係では学校司書及び図書館司書について、業務内容の専門性、人材確保が困難である点の現状を踏まえ上で新たに見直

す必要があると判断されたため、改正が行われた。改正内容はまず、学校司書であるが、小中学校の図書室の環境整備、児童生徒の読書活動推進を図るために本渡地区の大規模校4校（本渡中・南小・北小・亀小）に1名、その他の地域の学校には2～3校ごとに1名配置している状況である。学校司書の確保にあたり、司書資格又は教育免許Ⅱ種の資格を有する職である者を公募しているが、今年度の任期満了及び年度途中での自己退職による募集状況をみても応募がなく、人材確保に苦慮している状況である。県内各市の状況及び本市の類似する区分等を踏まえ総務課で検証した結果、現在の月額報酬額127,700円から、一般行政職大学卒業程度の初任給の4分の3相当額、月額132,200円に改められた。次に図書館司書についてであるが、市立図書館4館の図書館資料の選書、管理及び整理に加えリファレンスサービスを提供する業務である。利用者からの多様なニーズへの対応を行っており、図書館の勤務体制は変則である。週休日・祝日勤務及び午後6時までの遅出勤務等、変則な勤務状況となっている。現在、牛深図書館においては応募がなく、図書館司書の確保が出来ていない状況である。こちらについても県内各市の図書館の状況及び本市の類似する区分等を踏まえ、総務課で検証した結果、学校司書と同様に月額127,700円から月額132,200円に改正されたものである。

花里委員長： 何か質問はないか。

黒鷲委員長職務代理者： 学校司書と図書館司書の報酬額が若干違う市があるが理由が有るのか。例えば勤務体制など。

山本課長： 正確には把握していないが、おそらく月額の違いは、天草市においては週29時間が非常勤職員の勤務時間であるが、この勤務時間が異なっていることから図書館司書と学校司書の報酬額が異なっているのではないかと考える。

花里委員長： 非常勤職員は雇用が5年間となっている。再雇用を希望しても1年間の雇用の空白期間がないと雇用されない。これがどうなのかと。有能な職員が再度雇用を希望しても、雇用されない。これをどうにか出来ないのかを以前話をした。更新回数は条例であるのか。

大脇課長： それは天草市全体に関わることである。一般職非常勤職員は、天草市一般職の非常勤職員の任用等に関する取扱要綱で更新回数を4回と定められている。特別職については、また別の要綱を定められている。図書館司書・学校司書については、一般職の非常勤職員の任用等に関する要綱が該当する。これを改正するには市全体のことであるので、ハードルが高い。

松本課長補佐： 雇用が労働基準法の適用を受けるため、5年を超えると長期間労働とみなされ正職員として採用しなければならなくなる。職員定数の問題もあり、非常勤職員としては5年間の雇用が精一杯である。

花里委員長： 以前は1日程度空白期間を取り雇用していたが。

松本課長補佐： 県の臨時採用教職員はその様な雇用をしているが、その場合、退職手当が支給されている。天草市では半年間、期間を空ければ再雇用できる。

（2）天草市子ども読書活動推進指針について

花里委員長： 事務局から説明をお願いします。

大脇課長： 本日配付させていただいている子ども読書活動推進指針について説明する。天草市教育委員会では、子どもたちが本に親しみ自ら進んで読書することで、生きる力や未来を拓く知恵と知識を身に付け、豊かな感性を磨くことができるよう第1次・第2次天草市子ども読書活動推進計画を策定し、読書環境の整備と子どもの読書活動の推進に取り組んできた。第2次計画が期間が終了した中で、子どもの読書活動を推進するためには、やはり目標を明確に持ち、子どもに関わる全ての人が読書の重要性を意識し、図書館職員だけではなく市民・関係部署が一体となって進めることが重要であることを再認識し

たところである。そのため、本市の読書活動推進の方向性と目標を達成するための施策を今回明らかにするため、指針として作成した。子ども読書活動推進指針という形で策定を終えたため報告する。また、指針の策定により天草市自治体経営のトータルシステム化指針の実効性も併せて高めていきたい。聞きなれない天草市自治体経営のトータルシステム化指針の骨子について説明させていただく。先ほど山名課長から総合計画があつてと何度も話があつているが、一番上位の計画が天草市総合計画である。この天草市総合計画の下に第2次教育振興基本計画を策定したところである。天草市全体の総合計画に全ての計画を合わせるということである。この計画を受けて教育振興基本計画も策定された。同じ部署での分野別計画が多すぎため、もう少しコンパクトに実効性を高めるように、各部の計画を1つ程度にし、その下の部分は施策を明らかにするために指針に作り替えていくような方向性を示された。当然、教育振興基本計画に読書行政については記載している。また実施計画もあり、図書館の様々な事業計画を掲げているが、子ども読書活動推進については、やはり別に指針が必要だと考えている。その理由は、読み聞かせグループなどボランティアの皆さん、学校関係、特に学校司書との連携を図りながら進めていくものだと認識したため、今回指針という形で具体的な取り組み、施策、目標を達成するための事業について詳しく記載し策定を終えたところである。この指針は図書館協議会にも諮り、修正したものである。本日、この指針について承認いただければ、4月から学校司書との協議、読み聞かせネットワーク、様々な関係機関と進めていきたい。

花里委員長：何か質問はないか。

木下委員：一つお願いをしたい。子ども読書の日として4月23日が明記されている。各学校の行事カレンダーや委員会の委員会の行事予定表にも記載されていない。各学校の行事カレンダーや市の広報行事等に明記し、読書活動の普及ということで子ども活動の日を明記して欲しい。

(3) 平成29年4月行事予定について

山名課長：資料4ページをお願いする。4月3日に各辞令交付式が行われる。4日には服務宣誓式等が行われる。4日に予定していた総合教育会議と20日予定の教育委員会定例会を変更し、24日に教育委員会定例会及び総合教育会議を開催する。10日に小中学校の始業式、11日に小中学校の入学式が行われる。幼稚園の入園式は12日。

7 その他

大脇課長：本日、天草市複合施設建設基本計画及び概要版を配付させていただいた。複合施設建設基本計画が平成28年8月に策定され、議会の承認を得た。4月の教育委員会定例会において、所管課である総合政策部政策企画課の複合施設担当者から説明をさせていただきたい。天草市複合施設建設に係る設計業者が本年度中に決定される。それを受け、今後のスケジュール、進捗状況等を委員に説明したい。資料に目を通していただきたい。生涯学習課・図書館・公民館が複合施設に入る予定である。また、かわせみ学級も入ることとなる。

花里委員長：他に何かないか。なければ以上をもって、本日の会議を閉じる。大変お疲れ様でした。